別表第５（第６条・第９条関係）

設　備　区　分　別　費　用　明　細　表

費用区分 ＼ 設備区分	［略］	アナログ局内回線収容部	［略］
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

附則別表第３の２（附則第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［略］		
き線管路総延長	129,850	km
［略］		
電線共同溝総延長	1,500	km
情報ボックス総延長	8,196	km
［略］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	155	pps／Mbps
［略］		
整流装置用蓄電池所要面積(7)	15	㎡
［略］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8118	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6872	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7229	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.0045	—

改　正　前

別表第５（第６条・第９条関係）

設　備　区　分　別　費　用　明　細　表

費用区分 ＼ 設備区分	［同左］	アナログ局内回線収容装置	［同左］
［同左］			

附則別表第３の２（附則第６条関係）　［同左］

項目	数値	単位
［同左］		
き線管路総延長	132,069	km
［同左］		
電線共同溝総延長	1,483	km
情報ボックス総延長	8,122	km
［同左］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	156	pps／Mbps
［同左］		
整流装置用蓄電池所要面積(7)	17	㎡
［同左］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8009	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6907	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7265	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	0.9647	—